

## 阿久比町後援等取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、阿久比町（以下「町」という。）が、教育、芸術、文化、スポーツ、産業等による住民福祉の向上を図るため、団体が主催する事業について行う後援及び町長賞の交付（以下「後援等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (後援等の基準)

第2条 後援等を行う事業は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) 主催者が適格な団体であること。
- (2) 目的及び内容が明確であること。
- (3) 広く町民を対象とするものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、後援等を行わないものとする。

- (1) 特定の政治団体又は宗教若しくは宗派を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるとき。
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるとき。ただし、町が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 暴力団等と関係があり、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 政治的中立性を損なうおそれがあるとき。
- (6) その他後援等を行うことが不相当と認められるとき。

### (申請)

第3条 町の後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開催日の1月前までに、後援等承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町に提出しなければならない。ただし、当該事業が前年度に後援等を受けた事業と同様の事業であると認められるときは、事業開催日の2週間前までに提出することができるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該事業の目的及び内容がわかる事業計画書又は事業概要書
- (2) 規約、会則等の主催者の概要を明らかにすることができる書類。ただし、前年度に後援等を受けた実績がある場合は、省略できるものとする。
- (3) 当該事業の収支予算書

3 申請者は、提出した申請書の記載事項に変更が生じた場合は、町に申し出

し、町の指示により必要な措置をとらなければならない。

(承認通知書等の交付)

第4条 町は、前条の規定により後援等の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、後援等承認通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは、後援等不承認通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 町は、後援等の申請を承認する場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(承認の取消し)

第5条 町は、後援等を承認した事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等の承認を取り消すものとする。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。
- (2) 第2条第1項の規定に違反することが判明したとき。
- (3) 第2条第2項の規定に該当することが判明したとき。
- (4) 承認の際に付した条件に違反することが判明したとき。

2 町は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援等承認取消通知書(様式第4号)により当該承認を受けた事業の申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から町の名称を削除する等必要な措置をとらなければならない。

4 第1項の規定により承認を取り消した場合において、当該承認を受けた事業の申請者に損害が生じても、町は賠償の責を負わない。

(実績報告)

第6条 後援等の承認を受けた事業の申請者は、当該事業が終了したときは、実績報告書及び収支決算書により町に報告しなければならない。

2 前項の報告がされない場合、町は、今後当該事業の申請者及び主催者に対する後援等を行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にされた後援等の申請及び承認の取扱いについては、なお従前の例による。